

国際訴訟法学会 2019 年世界大会 (第 16 回世界訴訟法会議)
2019 IAPL XVI World Congress on Procedural Law

募金趣意書

国際訴訟法学会 2019 年世界大会組織委員会

国際訴訟法学会 2019 年世界大会（第 16 回世界訴訟法会議）
募金趣意書

2019 年 11 月に国際訴訟法学会（International Association of Procedural Law）の第 16 回世界訴訟法会議が神戸で開催される運びとなりました。同学会の歴史と現状に鑑み、同学会の執行部がアジア初の開催国として日本を選んだこととなります。わが国の民事訴訟法学界のみならず、裁判実務界、さらに日本の法律界全体にとっても画期的な出来事です。これまで、日本の民事訴訟法研究者の多くが同学会の運営に寄与してきたことが評価された結果であり、大変名誉なことと考えられます。

国際訴訟法学会の会員は、主として民事手続法分野の研究者であり、世界の著名な研究者がこれを機会に多数来日されることが予想されます。世界手続法会議の神戸での開催は、日本の司法の現状について世界に情報発信し、その存在感を示す絶好の機会となることが期待されます。

世界規模での取引や投資の拡大とともに、わが国でも渉外的紛争が珍しいものではなくっており、国際的な民事訴訟やその他の紛争解決手続が日常的に行われるようになっていきます。外国の民事司法制度と実務についても無関心ではられない状況にあります。グローバル化の中、弁護士の活動領域としても国際民事紛争は日々重要性を増し、国際訴訟法学会の意義がますます大きくなっています。神戸大会では、国際的な取引や法務の発展に資するようなテーマも多く設定されています。

現在、下記のような組織委員会を立ち上げ、神戸大会開催に向けて準備が始まり、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会などからの後援も得ることができ、諸機関との協力体制を構築しております。上記のような趣旨に沿って、より一層充実した大会とすべく、日本民事訴訟法学会の会員からの寄付を広く求めておりますが、未だ十分な資金を集めるには至っておりません。神戸大会開催の資金の一部につきましてご支援とご協力を賜りたく心からお願い申し上げます。

国際訴訟法学会 2019 年世界大会組織委員会

組織委員長 三木浩一

組織委員長代理 山本和彦

会議の概要

1. 会議の名称とテーマ

- 1) 会議の名称
国際訴訟法学会 2019 年世界大会（第 16 回世界訴訟法会議）
2019 IAPL XVI World Congress on Procedural Law
- 2) 会議のテーマ
「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」
(Challenges for Civil Justice As We Move Beyond Globalization and Technological Change)

2. 主催・併催機関などの名称

- 1) 主催
国際訴訟法学会 2019 年世界大会組織委員会
- 2) 併催
日本民事訴訟法学会
- 3) 後援
最高裁判所
法務省
日本弁護士連合会
独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）
近畿弁護士会連合会
大阪弁護士会
兵庫県弁護士会
- 4) 協賛
公益財団法人 国際民商事法センター
公益社団法人 商事法務研究会
公益財団法人 民事紛争処理研究基金
一般社団法人 金融財政事情研究会
一般財団法人 司法協会
株式会社 弘文堂
株式会社 有斐閣
関谷法律事務所
TMI 総合法律事務所
長島・大野・常松法律事務所
森・濱田松本法律事務所
- 5) 協力
一般財団法人 神戸観光局・神戸コンベンションビューロー

3. 開催期間

2019 年 11 月 2 日（土）—11 月 5 日（火）（本会議 4 日間）

4. 開催場所

兵庫県神戸市（神戸ポートピアホテル）
〒650-0046 兵庫県神戸市 中央区港島中町 6 丁目 10-1
電話 078-302-1111
ファックス 078-302-6877

5. 主催責任者

国際訴訟法学会 2019 年世界大会組織委員会
組織委員長 三木浩一（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
組織委員長代理 山本和彦（一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授）
実施責任者名（事務局長）
勅使川原和彦（早稲田大学法学学術院教授）
事務局 〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学法学学術院内
電話：03-5286-1983 ファックス：03-5286-1853（研究室受付）
E-mail: IAPL2019@list.waseda.jp

6. 日本開催の経緯

国際訴訟法学会（International Association of Procedural Law）は、全世界から民事訴訟法を主体とした手続法の研究者や実務家等が集う国際学会である。1970 年代前半に当時イタリアのフィレンツェ大学教授であったマウロ・カペレッティ氏を中心として設立され、1977 年に第 1 回世界訴訟法会議がゲント大学において開催された。以後、ほぼ 4 年に一度の大規模な大会（大規模な大会は、「世界訴訟法会議」と呼ばれる）と、その中間年における不定期の大会（近年では毎年 1 回ないし 2 回）が開催されてきている。学会の会長は、初代のイタリアのカペレッティ教授以降、ベルギーのストルム教授、ドイツのゴットヴァルト教授、イタリアのカルピ教授が務め、現在はフランスのカディエ教授が務めている。日本では、谷口安平京都大学名誉教授が 1995 年から 2007 年まで副会長の任にあり、その後も途切れることなく副会長を出している（現・副会長は、大村雅彦中央大学教授）。また、世界訴訟法会議における総括報告者（general reporter）としても、谷口名誉教授のほか、慶應義塾大学の三木浩一教授（メキシコ会議）、首都大学東京の我妻学教授（ハイデルベルク会議）および東京大学の垣内秀介教授（イスタンブール会議）がこれまでに選任された。国際訴訟法学会は、その名のとおり、刑事訴訟やその他の手続を排除するものではないが、上記の人選に現れているように、ほとんどは民事訴訟の分野が取り扱われている。

上記のように、国際訴訟法学会は、ほぼ 4 年に 1 度の頻度で世界訴訟法会議を開催してきているが、その長い歴史にもかかわらず、これまでは中南米を含むヨーロッパ文化圏のみにおいて開催されており、それ以外の地域においては開催の実績がなかった。2019 年の第 16 回大会は、こうした歴史と現状を踏まえ、国際訴訟法学会本部執行部からの強い要請を受けて日本において開催することとされたものであり、民事訴訟法学界のみならず、わが国の法学界全体および裁判実務界にとっても画期的な出来事である。

なお、この会議の最近の開催状況は、以下のとおりです。

| 開催年 | 開催地 | 参加国数 | 参加者数 | 日本人参加者 |
|---------------|------------------|--------|------|--------|
| 2004 年 (第12回) | メキシコ・シティー (メキシコ) | ca. 40 | 400 | 4 |
| 2007 年 (第13回) | サルバドル (ブラジル) | 40 | 300 | 3 |

| | | | | |
|--------------|---------------|----|-----|----|
| 2011年 (第14回) | ハイデルベルク (ドイツ) | 40 | 400 | 17 |
| 2015年 (第15回) | イスタンブール (トルコ) | 40 | 400 | 11 |

7. 日本開催の目的と意義

日本では、比較法的にみて民事裁判制度の社会的な認知度やその利用が低い状態が続いてきたが、1960年代から日本企業がしばしばアメリカで訴訟に巻き込まれ、また、いわゆるバブル経済の頃以降、日本の一流企業どうしが日本の裁判所で争うといったケースもしばしば見られるようになった。さらに、法科大学院制度の創設もあって、優秀な若者が大量に法曹を志望するようになった。民事訴訟法研究者にとっても、大規模な企業紛争、知的財産紛争、消費者紛争、倒産処理を含む金融紛争、及びこれらをめぐる国際的な諸問題は日常的な研究課題となり、研究面での国際協力が以前にも増して求められるようになってきている。また、国際取引の世界での標準的な紛争処理方式である仲裁手続は民事訴訟と並んで重要な研究分野である。

世界的に見ても、アメリカやドイツのように伝統的に民事訴訟が日常的に利用されてきた国々ではもちろん、世界規模の取引や投資の拡大とともに、国際的な民事訴訟やその他の紛争解決手続が各国で日常的に行われるようになり、各国の法律家は外国の民事司法制度と実務について大いに関心を高めるようになってきている。このようなグローバル化の中、国際訴訟法学会の意義はますます大きなものとなっている。

国際訴訟法学会の最大のイベントである世界訴訟法会議を2019年に神戸で開催することは、グローバル化の浸透と拡散が進む社会と経済の中で、国際的な手続法の最新の潮流を正確に理解し、また日本の現状を世界に向けて発信する機会として、わが国の法学界にとって極めて重要なものである。さらに、手続法の分野におけるわが国の存在感と学界の実力を広く世界に知らしめる絶好の機会であると共に、今後のわが国の民事司法の発展やそのユーザーである法曹界や経済界にとっても、極めて有意義な出来事であると思料される。

8. 開催計画の概要

1) 会議日程 (テーマは(案))

11月2日 (土)

朝 **受付／オープニングセレモニー**

午前 **基調講演**

三木 浩一 (慶應義塾大学)

Frédérique FERRAND (Université Jean Moulin - Lyon III, France)

Margaret WOO (Northeastern University, Boston, USA)

午後 **第1セッション：グローバル経済下における越境紛争解決**

Christoph A. KERN (Universität Heidelberg, Germany)

Eduardo FERRER MCGREGOR (Inter-american Court of Human Rights and Universidad Nacional Autónoma de México)

夜 **ウェルカムドリンク**

11月3日 (日)

午前 **第2セッション：民事司法過程における裁判所の説明責任と透明性**

Yulin FU (Beijing University, China)

Daniel MITIDIERO (Universidade Federal do Rio Grande do Sul, Brazil)

午後 **第3セッション：外国倒産手続に対する国際的協調の態様**

松下 淳一 (東京大学)

Georg KODEK (Vienna University of Economics and Business,

Austria)

11月4日(月)

午前 **第4セッション：外国債務名義の承認と執行における地域主義**
Ronald A. BRAND (Pittsburgh University, USA)
Tanja DOMEJ (Universität Zürich, Switzerland)

午後 **第5セッション：公開募集報告(Open Call for Papers)**
コーディネーター：
Aleš GALIČ (University of Ljubljana, Slovenia)
Bart KRANS (Leiden University, The Netherlands)

11月5日(火)

午前 **第6セッション：訴訟手続における電子的テクノロジーの活用**
Francisco VERBIC (Universidad Nacional de La Plata, Argentina)
Moon-hyuck HO (Judicial Policy Research Institute, Korea)

午後 **第7セッション：新種証拠をめぐる近時の状況と課題**
杉山 悦子 (一橋大学)
Joan PICÓ I JUNOY (Universitat Pompeu Fabra - Barcelona, Spain)

夜 **クロージングセレモニー／ガラディナー**

2) 主要トピックス

シンポジウムテーマ

「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」

(Challenges for Civil Justice As We Move Beyond Globalization and Technological Change)

3) 参加予定者

| | |
|----|------|
| 国内 | 250名 |
| 海外 | 100名 |
| 合計 | 350名 |

4) 参加予定国 38ヶ国・地域

アメリカ、カナダ、ドイツ、オーストリア、イタリア、フランス、イギリス、オランダ、ベルギー、スイス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、スウェーデン、フィンランド、ルクセンブルク、ポーランド、ハンガリー、チェコ、ロシア、クロアチア、スロベニア、トルコ、台湾、香港、中国、韓国、日本、タイ、マレーシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー

5) 会議使用言語

英語・スペイン語・日本語、及び、仏語又は伊語

9. 寄附金を必要とする理由

国際訴訟法学会 2019 年世界大会（第 16 回世界訴訟法会議）は、海外から 100 名、国内 250 名、計 350 名の参加が予定され、準備運営等に関する総経費は 8100 万円弱が見込まれています。これらの諸経費は、本来参加登録費等でまかなうことが建て前ではありますが、従前多くの参加者がある中南米からも欧米からも極めて遠方にある我が国での開催において高額な参加登録費を求めれば海外からの参加者数が減ってしまいかねないこと、従前の世界訴訟法会議と同等の水準を満たすためには経費節減にも限りがあること等の事由により、総額 8100 万円弱から、参加費等自己負担額 1900 万円、補助金等 1200 万円弱を除く不足額、5000 万円を諸企業及び諸団体からのご援助に頼らざるを得ないのが現状です。従いまして、下記の費用を大会に協賛する関係企業等からの寄附金にて充当したいと存じます。

10. 収支予算（案）

単位：千円

| 収支区分 | 金額 |
|------------------|--------|
| （収入） | |
| 1. 自己負担金（参加登録費等） | 19,000 |
| 2. 諸収入等（展示会等） | 0 |
| 3. 補助金／助成金等 | 11,770 |
| 4. 寄附金等 | 50,000 |
| 収入合計 | 80,770 |
| （支出） | |
| 1. 会議準備費 | 14,500 |
| 2. 会議運営費 | 56,170 |
| 3. 展示会・企業セミナー等 | 0 |
| 4. 募金経費 | 2,635 |
| 5. 事後処理費 | 7,465 |
| 支出合計 | 80,770 |

11. 寄附金募集要項

(1) 募金の名称

国際訴訟法学会 2019 年世界大会（第 16 回世界訴訟法会議）寄附金

(2) 募金の目標額

50,000,000 円（総額 80,770,000 円の内）

(3) 募金期間

2017 年 4 月 1 日～2019 年 11 月 1 日

（注：会議開催日前の銀行営業日まで）

(4) 寄附金の使途

国際訴訟法学会 2019 年世界大会（第 16 回世界訴訟法会議）の準備並びに運営・事後処理に関する費用に充当します。

(5) 寄附金申込先

独立行政法人国際観光振興機構 MICE プロモーション部交付金担当
〒100-0006 東京都新宿区四谷 4-1 細井ビル 4 階
電話：03-6691-4852 ファックス：03-6856-1330

(6) 寄附金振込方法

申込書を国際観光振興機構にお送りください (FAX, スキャンデータをメール添付でも可)。

寄附金申込書を受領し確認次第、国際観光振興機構より寄附金申込受理書を送付いたします。寄附金申込書受理書の受領後、指定口座番号にお振込ください。

(7) 税法上の扱い

この寄附金は、特定公益増進法人である独立行政法人国際観光振興機構への寄附金として、税法上の一般寄附金とは別途に損金算入等の優遇措置が講ぜられます。